

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年1月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100141 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100077 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における平成 18 年 12 月 20 日の標準賞与額を 28 万円、平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 42 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月  
② 平成 19 年 12 月

A 事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された平成 18 年分及び平成 19 年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A 事業所から、平成 18 年 12 月 20 日に 28 万 395 円、平成 19 年 12 月 14 日に 42 万 2,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成 18 年 12 月 20 日は 28 万円、平成 19 年 12 月 14 日は 42 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 14 日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100142号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100078号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を9万9,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に9万9,545円、平成19年12月14日に28万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は9万9,000円、平成19年12月14日は28万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100143号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100079号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を19万3,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を37万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に19万3,828円、平成19年12月14日に37万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は19万3,000円、平成19年12月14日は37万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100144号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100080号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成18年12月20日の標準賞与額を16万4,000円、平成19年12月14日の標準賞与額を47万円に訂正することが必要である。

平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月20日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年12月

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年分及び平成19年分の所得税源泉徴収簿によると、請求者は、A事業所から、平成18年12月20日に16万4,615円、平成19年12月14日に47万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成18年12月20日は16万4,000円、平成19年12月14日は47万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月20日及び平成19年12月14日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100119号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2100009号

## 第1 結論

昭和37年4月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年4月から昭和48年3月まで

昭和37年4月頃に母がA市役所B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたのに、年金記録では、保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親(以下「母親」という。)は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者は、母親が昭和37年4月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、A市において、昭和49年4月15日に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の最初の国民年金の加入手続は、昭和49年4月頃に行われたものと推認され、請求者の主張と加入手続の時期が大きく相違している。

さらに、請求者の手帳記号番号が払い出された昭和49年4月の時点では、請求期間の国民年金保険料は過年度納付及び第2回特例納付により遡って納付することが可能であったが、オンライン記録によると、母親が請求者の請求期間に係る保険料を過年度納付及び第2回特例納付により納付した形跡は見当たらず、請求者の請求期間に係る保険料の納付記録が取り消された等の不自然な事務処理が行われた記録は確認できない。

加えて、請求者が請求期間当時に住所を定めていたとするA市は、請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料を保存していない旨回答している上、請求期間は132か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者及び母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100081号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100076号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正7年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年10月1日から昭和23年5月1日まで

父が残した資料には、昭和16年4月1日にA社の本社に入社し、D部署に配属され1年間のE県勤務を経て、昭和17年4月にB支店に転勤し、その後、昭和17年7月から昭和20年9月まで軍隊に召集されたが、昭和20年10月1日にB支店に復職して昭和23年4月30日まで勤務したと記載されている。しかし、父の年金記録では、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

父がA社B支店に復職した昭和20年10月1日以後の請求期間については、厚生年金保険制度が開始されていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者が生前に作成したとする自伝及び履歴書において、訂正請求記録の対象者は、昭和16年4月1日にA社本社に入社し、昭和17年4月に同社B支店に転勤、昭和17年7月に軍隊に召集され、昭和20年9月に復員し、昭和20年10月1日にB支店に復職した後、昭和23年4月30日まで同支店に勤務した旨記載されていることが確認できる。

しかしながら、C社は、「現在、人事関連資料は本店で管理しているが、訂正請求記録の対象者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については確認できる資料はないため、不明である。」と回答しており、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求期間中の昭和22年12月1日から健康保険組合に加入していることが確認できることから、C社が加入しているF健康保険組合に確認したものの、訂正請求記録の対象者に係る記録はない旨回答している。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚の名前は分からないとしていることから、A社B支店に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間に被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会し、3人から回答を得られたものの、訂正



請求記録の対象者を記憶している者はおらず、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることはできなかった。

さらに、請求者は、G事業所（現在は、H事業所）が訂正請求記録の対象者に対して交付した講習会の修了証（昭和\*年\*月\*日付）の写しを提出していることから、当時の訂正請求記録の対象者の履歴等について、H事業所に照会したものの、訂正請求記録の対象者に係る資料はないと回答している。

加えて、I県J部署に訂正請求記録の対象者の軍歴及びその前後の履歴について照会したところ、訂正請求記録の対象者のK軍兵籍履歴書（昭和17年8月1日の教育召集から昭和20年9月7日の召集解除までの履歴が記録されているもの。）が提供されたが、同履歴書以外に訂正請求記録の対象者に係る資料はないと回答している。

その上、A社B支店に係る被保険者名簿を確認したものの、請求期間において、訂正請求記録の対象者と考えられる被保険者記録は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。